

# 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画

平成 25 年 7 月

(令和 6 年 5 月一部改定)

東 京 都



－ 目 次 －

I 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画改定の趣旨	1
3 計画の位置付け	1
4 対象範囲	2
5 対象とする海岸漂着物等	2
6 計画策定までのフロー	2
II 海岸漂着物等の現状及び対策の実施状況と課題	4
1 海岸漂着物等の現状	4
2 海岸漂着物の種類	8
①自然系/人工系の割合	8
②人工系漂着物の材質別割合	8
③人工系漂着物の産業別割合	8
④海外由来の漂着物	10
3 海岸漂着物対策の実施状況と課題	10
(1) 回収・処理の実施状況と課題	10
(2) 環境教育・普及啓発の実施状況と課題	15
III 小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向	16
1 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針	16
2 目指すべき姿・目標	17
3 海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方	17
(1) 国	17
(2) 海岸管理者等	17
(3) 占有者等	17
(4) 地方公共団体（都道府県）	18
(5) 地方公共団体（市町村）	18
(6) 事業者、国民	18
4 関係主体間の相互協力	19
(1) 行政間の連携	19
(2) 住民等の積極的な参画の推進	19
(3) 有識者・民間団体（地域外）等との連携	19

IV 海岸漂着物等の円滑な処理対策	21
1 対策方針	21
2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定	21
(1) 設定の方法	21
(2) 設定した重点区域海岸（40 海岸）の概要	22
3 対策内容	25
4 緊急時等の対応	26
(1) 台風等による災害時の対応	26
(2) 災害時以外の対応	26
(3) 船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応	26
(4) 海岸漂着危険物の対応	26
(5) 漂流ごみ等への対応	26
V 効果的な発生抑制対策	27
1 対策方針	27
2 対策内容	27
VI 配慮事項	28
1 他の関係法令に基づく各種の計画等との整合	28
2 海岸漂着物対策を実施する上での環境等への配慮	28
(1) 動植物	28
(2) 属島への外来種の侵入防止	28
(3) その他	29
VII その他	29
1 モニタリングの実施	29
2 地域計画の変更等	29

# I 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

小笠原諸島は、北緯 20 度 25 分から 27 度 40 分まで、東経 136 度 04 分から 153 度 59 分までにわたり、太平洋上に散在する 30 余の島々からなり聳島列島、父島列島、母島列島、硫黄火山列島の 4 列島に大別される。

同諸島は、成立以来、一度も大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成するとともに、特異な地質・地形を有するなど世界的にも貴重でかけがえのない豊かな自然環境と海岸景観を有している。

小笠原諸島では、大消費地から離れた離島でありながら漂流物が押し寄せ、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が懸念されている。

こうした現状に対し、住民、事業者、民間団体及び特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）など地域の様々な主体がボランティア活動、行政からの委託、行政や各種財団からの補助により、海岸漂着物等の回収を個別に実施し、その後の処理を小笠原村が実施するなどしてきているが、今後小笠原諸島全体として、海岸漂着物等の発生抑制や普及啓発も含めて計画的・効率的に取り組む必要がある。

このため、都は、平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）」に基づき、小笠原諸島における海岸漂着物対策（海岸漂着物処理推進法第 1 条に定めるものをいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定した。

## 2 計画改定の趣旨

海岸漂着物処理推進法施行後も、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

このような状況を受け、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 64 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。概要は資料編 1 ページ参照）が平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。

これらの背景や法律改正を受け、都は、平成 25 年に策定した小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画について見直しを行い、必要な改定を実施する。

## 3 計画の位置付け

本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により都が作成する地域計画であり、これは、令和元年 5 月 31 日閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（変更後）」（以下「基本方針」という。）（基本方針概要は資料編 2 ページ参照）に基づくものである。

#### 4 対象範囲

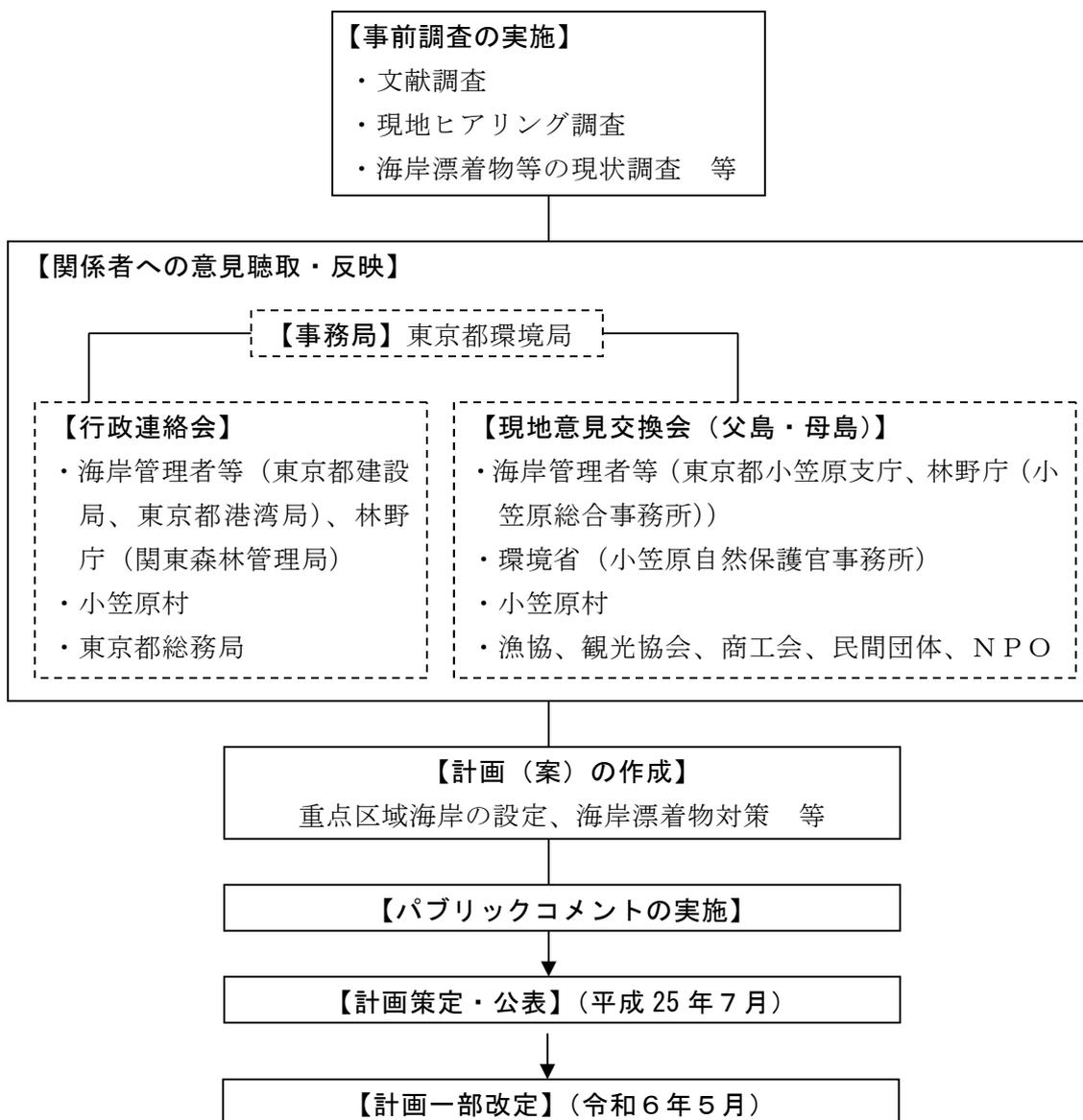
本計画の対象範囲は、小笠原諸島全域とする。

#### 5 対象とする海岸漂着物等

本計画において対象とするものは、海岸漂着物処理推進法第2条第3項に定める「海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）」とする。

【参考】海岸漂着物処理推進法第2条第2項 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

#### 6 計画策定までのフロー



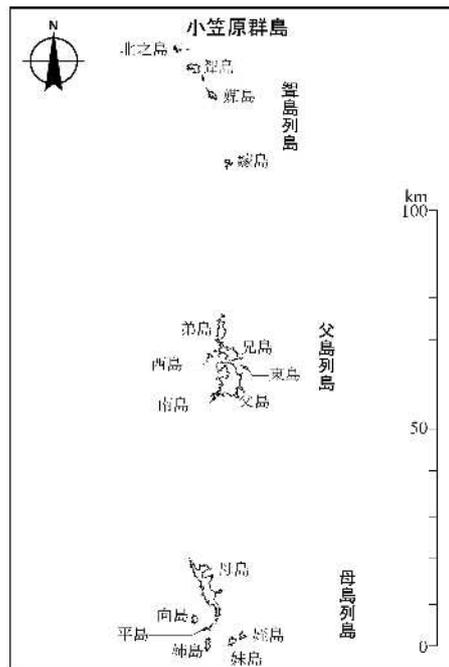
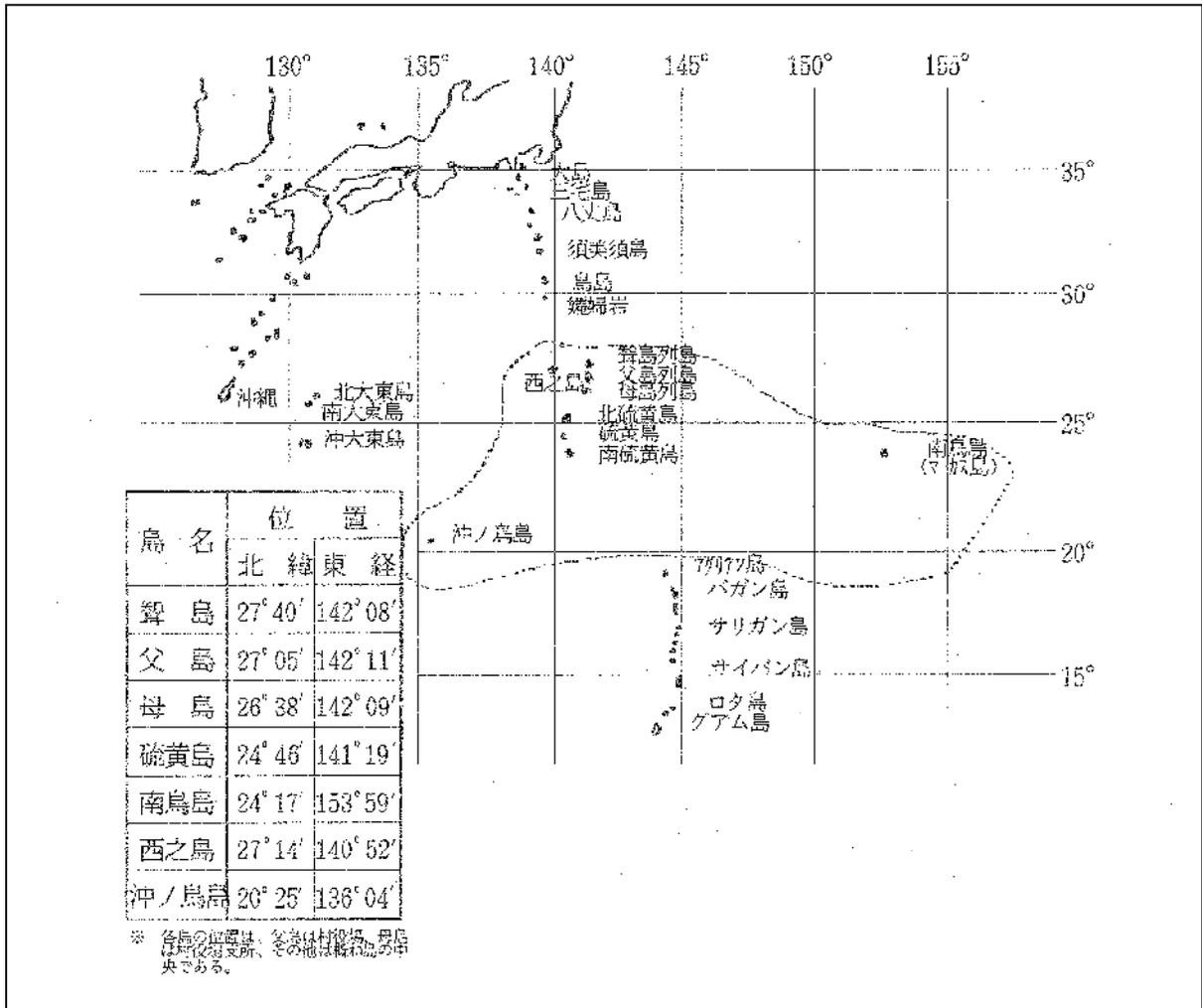


図 小笠原諸島の位置

## II 海岸漂着物等の現状及び対策の実施状況と課題

### 1 海岸漂着物等の現状

小笠原諸島のうち7島（父島、兄島、弟島、母島、鴛島、媒島、嫁島）において、海岸漂着物等の現存量調査を行った（平成22年11月から12月まで）。調査の結果把握された海岸漂着物量の分布を次ページ以降に示す。

海岸漂着物量の評価区分は被覆率法による5段階評価を実施したが、全153地点中、「漂着物がないか少ない」という評価（Ⅰ）の海岸が62地点で最も多く、ⅤやⅣと評価された地点はそれぞれ0地点、10地点と少なかった。

以上のことから、小笠原諸島における単位面積当たりの漂着物量は一般的に海岸漂着物等が大きな問題となっている日本海側の沿岸地域などと比べると少ないと考えられる。

ただし、回収活動が行われている海岸については、回収の実施により漂着物量が低く評価されていることも想定される。

表 海岸漂着物量の評価区分と現存量調査における地点数

海岸漂着物量の評価区分（被覆率法 小笠原版）		該当 地点数※	（回収実績の ある地点数）
ランク	状況		
Ⅰ	漂着物がないか少ない（被覆率1%未満）	62	16
Ⅱ	漂着物がやや多い（被覆率1～5%）	57	12
Ⅲ	漂着物が多い（被覆率5～10%）	24	9
Ⅳ	漂着物が非常に多い（被覆率10～50%）	10	0
Ⅴ	海岸は漂着物の山（被覆率50%以上）	0	0
		計 153	計 37

※浜の写真撮影ができず評価できなかった2地点を除く。



鴛島（被覆率Ⅲ）



兄島滝之浦湾（被覆率Ⅱ）



父島ジニービーチ（被覆率Ⅰ）



父島中海岸（被覆率Ⅲ）



母島脇浜（被覆率Ⅰ）



母島長浜（被覆率Ⅲ）

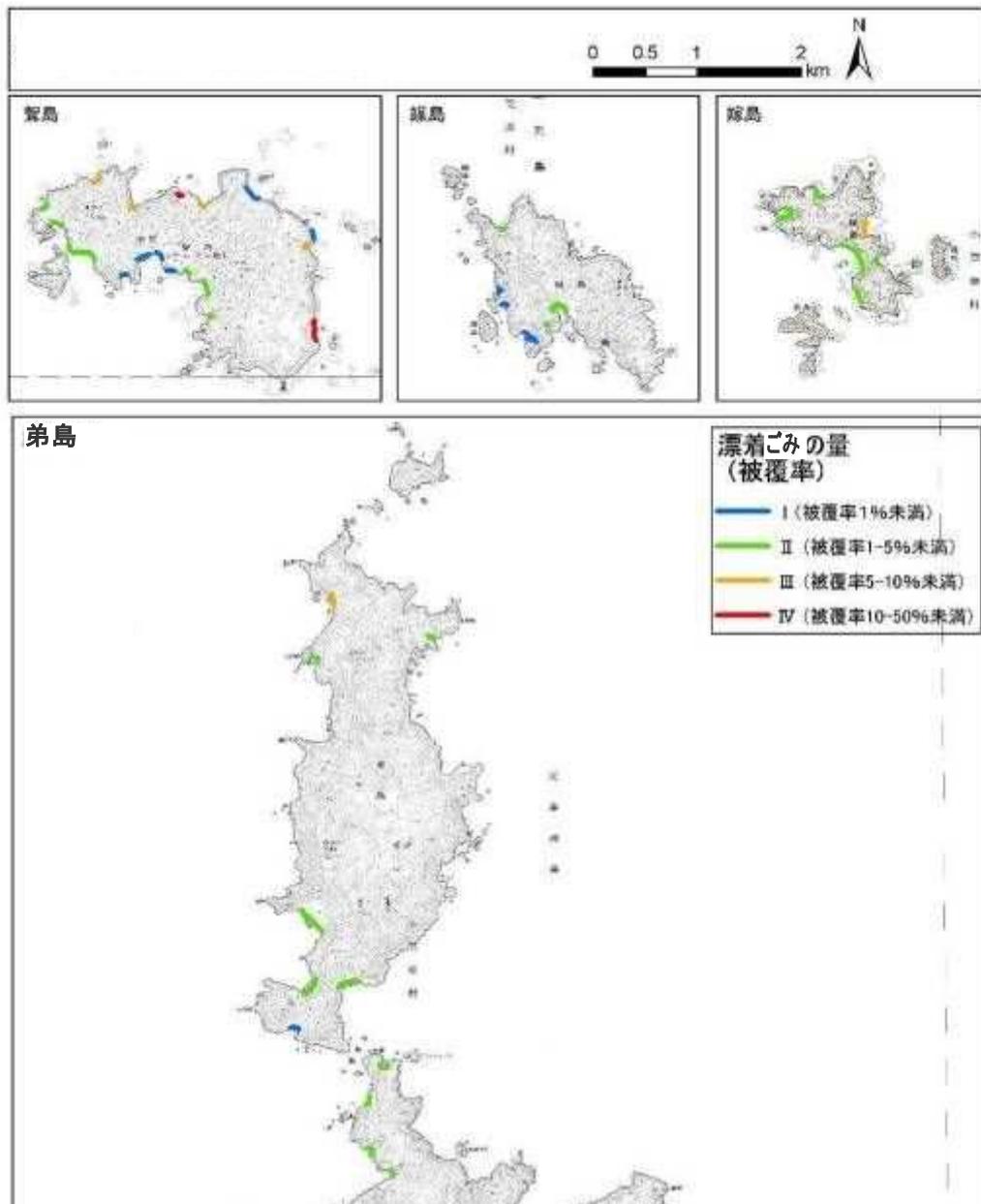


図 聳島列島・弟島における漂着物の量（被覆率法）

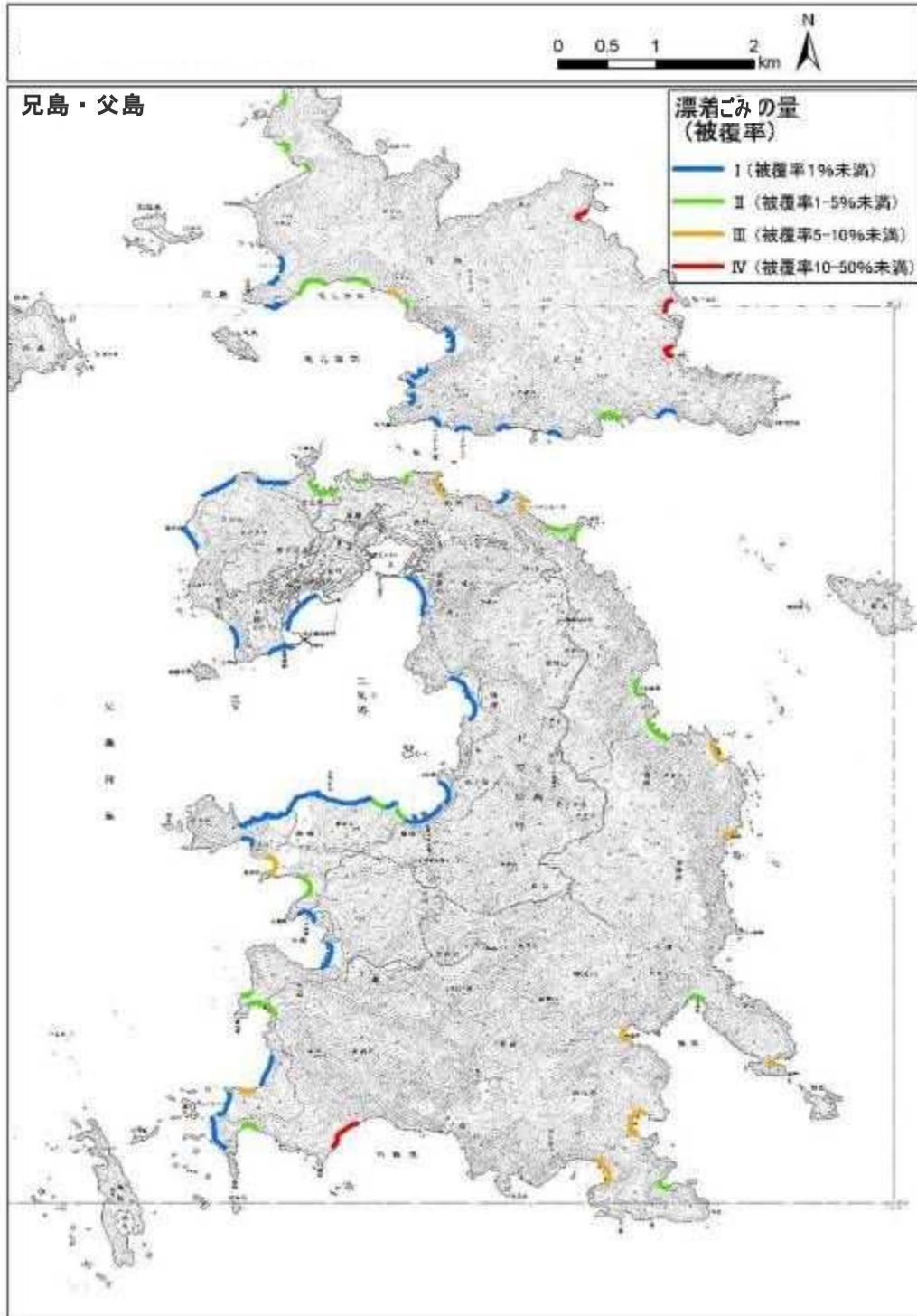


図 兄島・父島における漂着物の量（被覆率法）

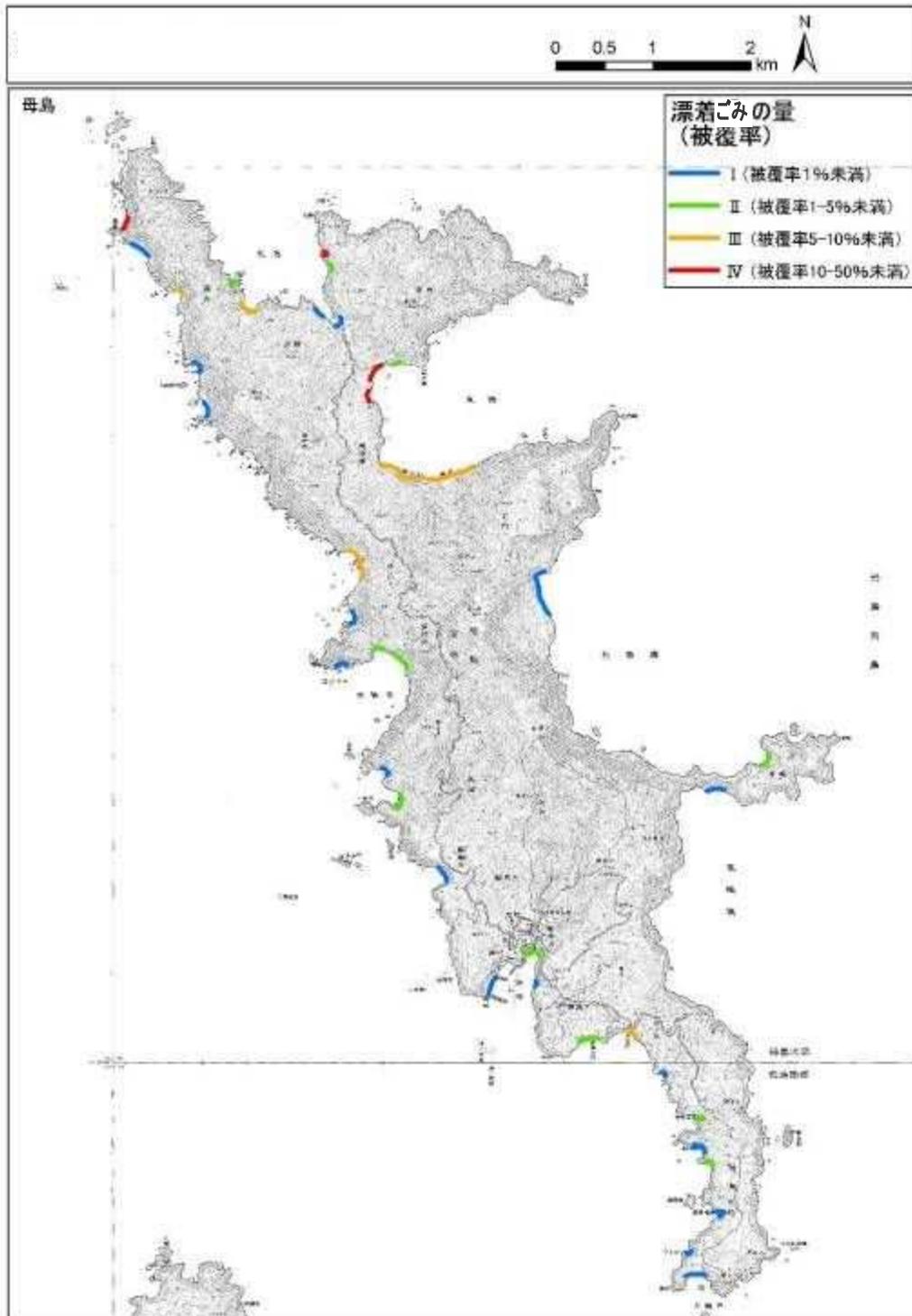


図 母島における漂着物の量 (被覆率法)

## 2 海岸漂着物の種類

### ① 自然系/人工系の割合

現存量調査で確認された海岸漂着物の容積割合の内訳について、ペットボトル、魚網、浮きなどの人工系漂着物と流木や海藻などの自然系漂着物とは、半々となった。回収活動が行われている海岸では人工系漂着物が少ないが、回収があまり行われていない海岸では人工系漂着物が残存・蓄積していると考えられる。

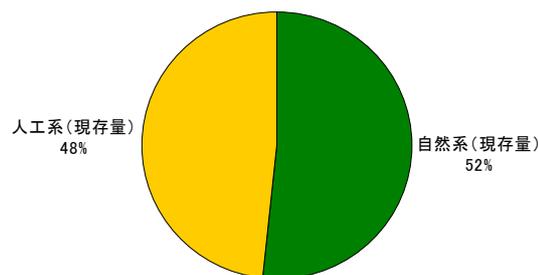


図 漂着物全体量の自然系及び人工系の容積割合

### ② 人工系漂着物の材質別割合

人工系漂着物の材質別の容積割合では、プラスチック・ビニール類が最も多く85%を占め、次いで発泡スチロール類、木質類となった。

材質別の区分は下表の通り。

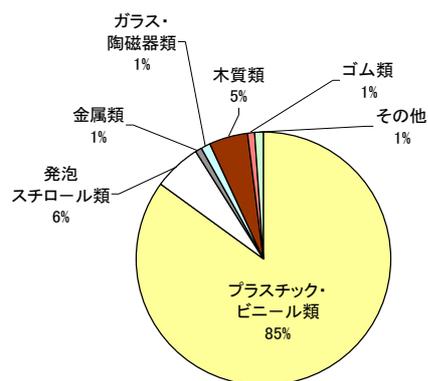


図 人工系漂着物の材質別割合

表 人工系漂着物の材質別の区分

材質別区分	内容
(1) プラスチック・ビニール類	ペットボトル、レジ袋、洗剤容器、容器キャップなど
(2) 発泡スチロール類	食品トレー、カップ麺容器、トロ箱、浮きなど
(3) 金属類	飲料缶、缶詰、スプレー缶、乾電池など
(4) 紙類	紙パック、紙コップ、新聞・雑誌など
(5) ガラス・陶磁器類	飲料用ガラス瓶、ガラス破片、電球、タイルなど
(6) 木質材料類	木製家具の破片、加工された木材など
(7) ゴム類	タイヤ、ボール、ビーチサンダルなど
(8) 布・植物繊維類	衣服、繊維性ロープなど
(9) 油脂類	船舶からの廃油による廃油ボールなど

注) 漁業系漂着物のうちロープ、魚網については、大半が化学繊維製であるため、プラスチック・ビニール類に含めた。

### ③ 人工系漂着物の産業別割合

人工系漂着物の産業別の容積割合では、漁業系が最も多かった。海岸ごとの分布をみると、父島・母島の集落地周辺などの海岸は、他の海岸に比べると絶対量は少ないものの、生活系の漂着物の占める割合が大きいという特徴があった。

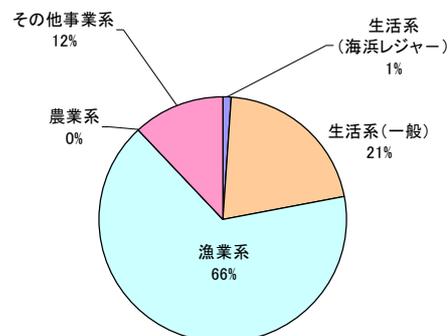


図 人工系漂着物の産業別割合

表 人工系海岸漂着物の発生源を考慮した産業別区分

産業別の区分	内容（写真は現存量調査において確認されたもの）
生活系 （海浜レジャー）	釣糸、浮き、餌、花火など 
生活系（一般）	ペットボトル、洗剤容器、食品トレーなど 
漁業系	魚網、ロープ、浮き、仕掛けなど 
農業系	ビニールシート、肥料袋、ポットなど 
その他事業系	パレット、コンテナ、ビール瓶ケースなど 

#### ④ 海外由来の漂着物

現存量調査において、海外由来のものと判別が可能であった漂着物(ペットボトル、ポリタンク等)について個数調査を行った。その結果、国籍別の割合は、中国が約半数、次いで台湾、韓国の順に多かった。これら3地域で海外由来漂着物の8割程度を占めていた。

なお、環境省事業<sup>注)</sup>における調査分析においては、小笠原諸島における海岸漂着物のうち、海外由来と判別可能なものは10%程度であり、国籍別で見ると中国(6割以上)、台湾、韓国の3地域で全体の約9割を占めるという結果となっており、現存量調査と同様の分析がなされている。ただし、漂着物は由来不明なものが多く、海外由来の割合はさらに多いかもしれない。

注)「平成24年度マリンワーカー事業小笠原群島周辺属島環境美化清掃業務報告書」

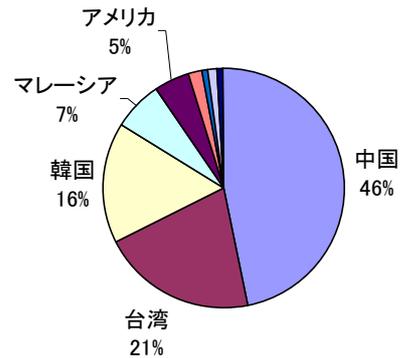


図 現存量調査における海外由来漂着物の国籍別割合 (個数)

### 3 海岸漂着物対策の実施状況と課題

#### (1) 回収・処理の実施状況と課題

小笠原村における海岸漂着物等の回収活動は、住民、事業者、民間団体及びNPOなど(以下「住民等」という。)の様々な主体が、ボランティア活動、行政からの委託、行政や民間の財団からの補助により実施している。こうした活動により回収された海岸漂着物等の収集・運搬・処分(海上搬送に係る費用負担を含む。)を小笠原村が行っている。

小笠原村では、一般廃棄物の焼却処理施設として父島クリーンセンターが稼働しているが、小笠原諸島で回収される海岸漂着物等にはプラスチック系の漁具や魚網・ロープ類が多くを占め、これらは父島クリーンセンターでの処理が困難であるため、これまで小笠原村は多くの海岸漂着物等を島外へ搬出し、本土で処理してきた。

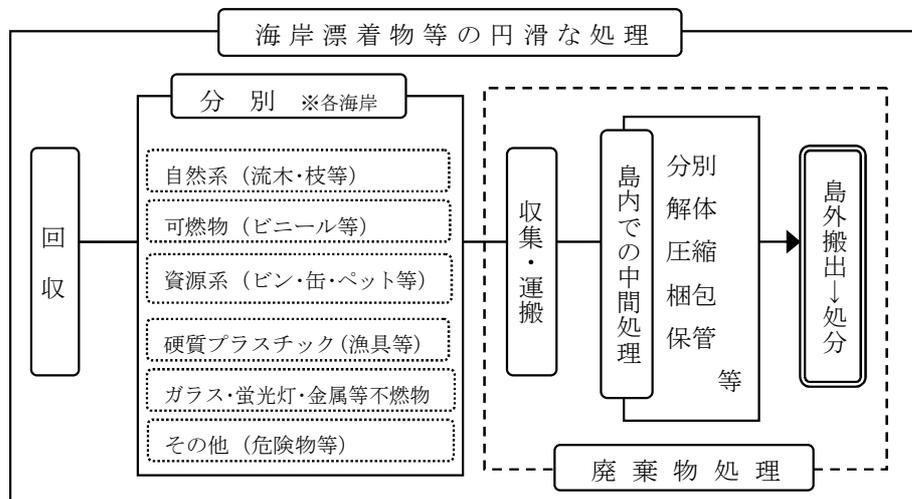


図 小笠原諸島における海岸漂着物等の処理の流れ

次の表に、現地ヒアリング調査等で把握できた父島、母島等における住民等による回収の実施状況を示す。このように、小笠原諸島では活発な自主的回収活動が行われていると言える。

表 回収の実施状況（平成 22 年度調査時）

No	実施主体	回収場所	回収頻度・時期	概要
1	東京都産業労働局	父島（東海岸、北初寝浦） 兄島（万作浜、ウグイス浜） 弟島（黒浜）など	年 4 回・ウミガメの産卵前（過去 20 年程度継続実施）	海亀産卵場及び生息水域環境保全業務委託。ウミガメの資源管理のため、ウミガメの産卵浜において海岸清掃を実施。船でしか行けない場所を対象
2	父島漁業集落	聳島列島	年 3 回程度・6～7 月（過去 5 年間継続実施）	離島漁業再生支援事業（水産庁）。漁業集落活性化を目的とした交付金により海岸清掃を実施
3	小笠原村商工会	父島（大村海岸、小港海岸、釣浜、宮之浜、洲崎、境浦、製氷海岸など）	月 1 回（月 1 回の頻度では過去 2 年間実施）	商工会青年部の活動として実施。村民便りでボランティア参加者を募集、20 名程度の参加がある。 (注)H24 現在活動実績なし
4	自衛隊	父島（大村海岸西側）	夏前など	大村海岸は自衛隊の基地内ではないが、水泳訓練で使用するため、隊員による清掃を行っている。商工会のビーチクリーンに合わせることもある。
5	父島 小笠原村観光協会	父島	年 1 回・6 月頃	加盟している事業者に協力を依頼し、観光客の利用の多い海岸を 5 箇所程度実施
6	NPO 小笠原野生生物研究会	兄島（ウグイス浜、キャベツビーチ）、弟島	年 3 回（H21 実績）	一般財団法人自然公園財団からの補助金により実施
7	NPO 小笠原野生生物研究会	父島（東海岸、中海岸） 兄島（滝之浦、万作浜） 西島	年 6 回（H21 実績）	一般財団法人セブンイレブン記念財団からの補助金により実施
8	環境省 (関東環境地方事務所)	父島（小港、八瀬川、東海岸、中海岸、西海岸、天之浦、北初寝浦、初寝浦、石浦） 兄島（滝之浦、キャベツビーチ、タマナビーチ、万作浜） ※H21 のみ：西之島 ※H22 のみ：父島（二業地、松山海岸、洲崎海岸）	各海岸 1 回/年（H21、H22 実施）	海鳥の繁殖地及びアオウミガメの産卵地保全のため、小笠原国立公園内の海岸部に散在する漂着物の回収及び処分を行う。また、小笠原諸島の自然環境を保持することを目的に各島の海岸部においても清掃活動を実施（事業名：「グリーンワーカー事業」（H24 からは「マリナーワーカー事業」））
9	NPO 法人 小笠原クラブ	H20 境浦 H21 扇浦 H22 釣浜	年 1 回・10 月	ふるさと清掃運動会という活動に参画し、毎年体育の日に商工会と共同で、これまで 4 年継続して海岸清掃を実施
10	小笠原小学校・中学校	父島（製氷海岸）	年 1 回	ウミガメについての総合学習の中で海岸清掃を実施。小学校 5 年生は 1 年間のプログラム。海洋センターが協力
11	小笠原高校	兄島（滝之浦）	年 1 回	滝之浦における野外活動の一環として海岸清掃を行う。
12	サーファー団体	焼場海岸、初寝浦等	不定期	ごみ袋等は観光協会から支援を受けて実施

No		実施主体	回収場所	回収頻度・時期	概要
13	父島	ダイビング業者	不定	不定期	漂流・漂着にかかわらず、ダイビングツアーの途中で発見したものを回収
14		個人漁業者	不定	不定期	漂流・漂着にかかわらず、漁の途中で発見したものを回収
15		個人漁業者	父島 (二見漁港区域内海岸)	不定期	漁業活動に支障が生じないよう漁業者が自主的に回収
16		修学旅行生	父島(釣浜)		修学旅行での環境教育プログラムの一環として実施
17		小笠原スキューパー・ダイビング安全対策協議会	青灯台	年1回程度	海水浴前に海中ごみの清掃を行うもの
18		有志団体	父島集落周辺の浜		子供たちによる清掃活動
19	母島	東京都産業労働局	母島 平島、向島		海亀産卵場及び生息水域環境保全業務委託。ウミガメの資源管理のため、ウミガメの産卵浜において海岸清掃を実施。船でしか行けない場所を対象
20		小笠原母島漁業協同組合	妹島、姪島、姉島		村及び東京都の事業によるもの
21		母島漁業集落	母島 (猪熊湾、万年青浜)		離島漁業再生支援事業(水産庁)。漁業集落活性化を目的とした交付金により海岸清掃を実施
22		小笠原母島観光協会	母島(前浜、脇浜、北港、南京浜、御幸之浜など)	夏の繁忙期前	商工会青年団、婦人会等に呼びかけ。漁協の活動に協力することもある。
23		母島小・中学校	母島(前浜)	年3回程度	全校生徒・教職員による集落地における美化活動の一環として実施
24	南鳥島	自衛隊、気象庁	南鳥島	年1~2回程度 6月と9~10月	現地駐在する職員で協力して海岸清掃を行うもの

#### 【回収・処理の課題】

- ・集落地から陸路でアクセスが可能な海岸が限られており、その他の海岸は船によるアクセスが必要となることから、ボランティア活動による回収には限界がある。
- ・海岸漂着物等の多くは、小笠原村内の処理施設での処理が困難なものが多く、海上運搬費用及び中間処理委託費用が必要になるなど、離島地域特有の課題を抱えている。
- ・住民等によるボランティア活動や行政からの委託など、様々な実施主体によって回収活動が行われているが、各主体間の協力体制が十分とは言えない。

漂着物対策の実施箇所  
(聳島列島・父島列島)



漂着物対策が  
実施されている箇所  
(聞き取り調査より)

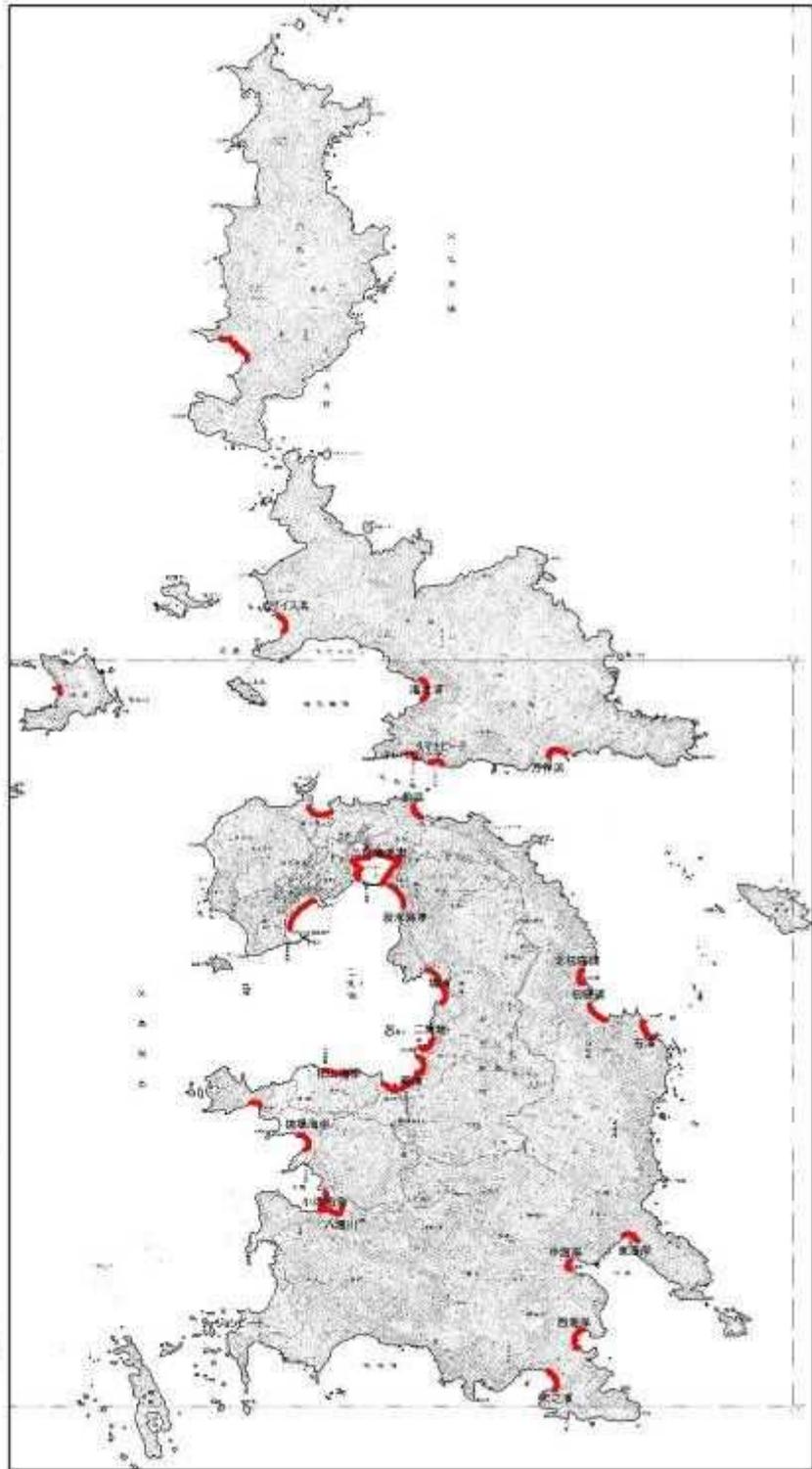


図 回収対策の実施状況（聳島列島・父島列島）

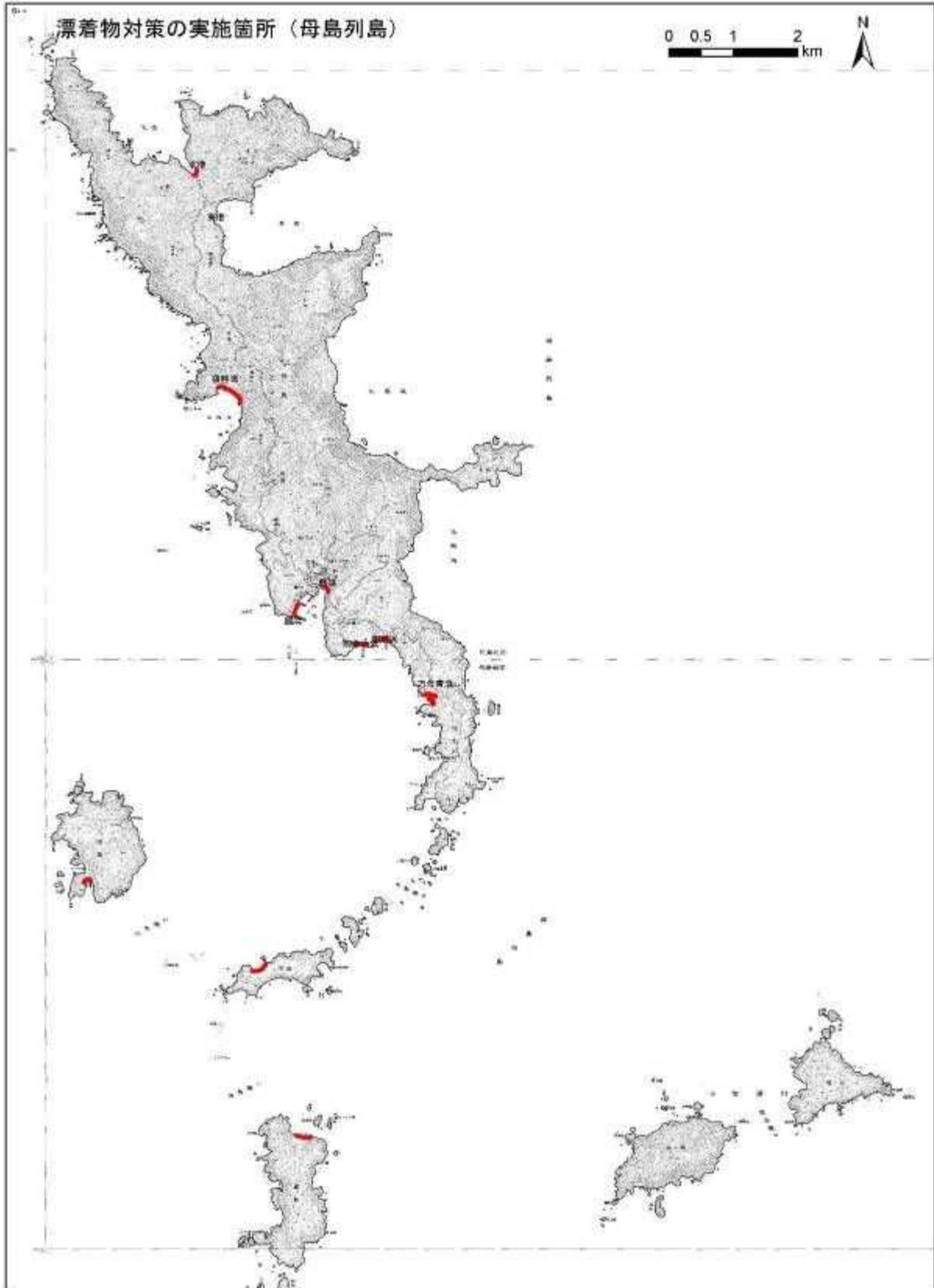


図 回収対策の実施状況（母島列島）

## (2) 環境教育・普及啓発の実施状況と課題

小笠原村では、平成6年に屋外のごみ箱を全て撤去して以来、屋外で発生するごみは、民宿・ホテルシップ・自宅等への持ち帰り徹底を継続して推進している。また、ごみの分別や資源リサイクル促進の徹底なども積極的に行われている。これらの取組については、地元住民だけでなく、観光客に対しても積極的な働きかけが行われている。

そのような中で、海岸漂着物等の発生抑制を目的とした環境教育・普及啓発活動としては、ウミガメの保全に関する総合学習の一環としての授業の実施や漂着物展の開催などが行われている。環境教育に関しては、小学校、中学校、高校と各段階で継続的に行われている。

表 環境教育・普及啓発対策の実施状況

活動	主な内容	実施主体
ごみ持ち帰り運動	平成6年に屋外のごみ箱を撤去して以来、ごみの民宿等への持ち帰り運動を継続実施	小笠原村 小笠原村観光協会 小笠原母島観光協会
小学校 総合学習	ウミガメについての1年間の学習プログラムの中で、海岸清掃や発生源の推測を実施	小笠原小学校 NPO
中学校 総合学習	総合学習の一環として海岸清掃を実施	小笠原中学校 NPO
高校 野外活動	滝之浦での野外キャンプにて海岸清掃や外来植物駆除を実施	小笠原高校
母島 漂着物展	平成22年6月に母島船客待合所にて開催	小笠原母島観光協会

### 【普及啓発の課題】

ごみ持ち帰り運動は行われているものの、全ての来島者に対する情報発信は行われていない。

### Ⅲ 小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

#### 1 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪として、それらを通じて海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていくものである。

海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力を図ることが肝要である。

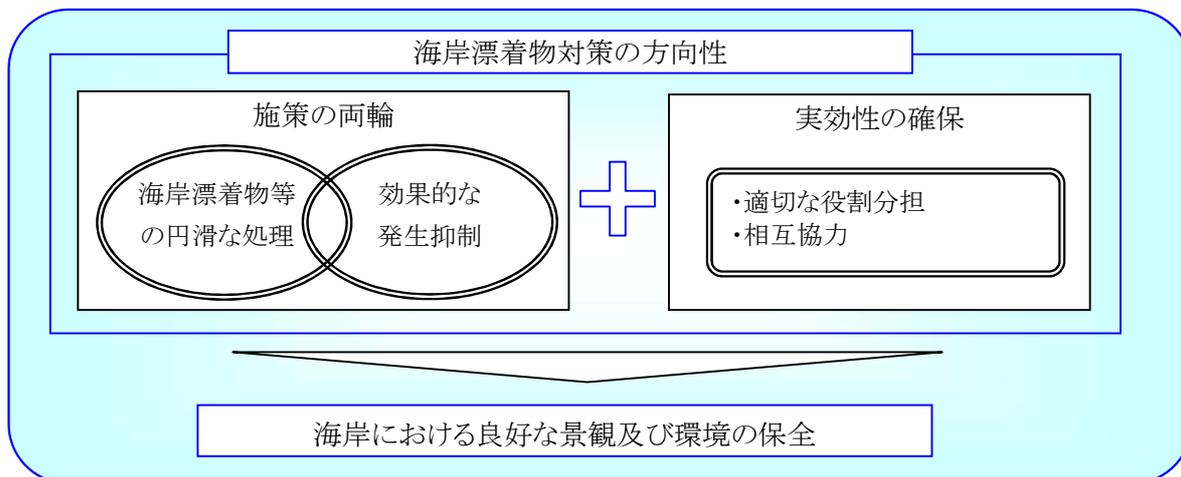


図 海岸漂着物対策の方向性

小笠原諸島は、世界的にも貴重な自然環境を有しており、海岸漂着物対策の推進により、よりよい海岸環境を維持・保全していくことは、小笠原の自然環境の保全においても重要である。さらに、平成 23 年 6 月の世界自然遺産登録により、登録地の責務の一つとして海岸漂着物対策の重要性が高まっていると言える。また、世界自然遺産登録を契機に国内外から多様な層の観光客が訪れ、来島者数も増加していることから、観光客に対して海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発をしていくことも必要となる。

また、環境負荷低減のため、海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先し、資源の循環的な利用を行うことも必要となる。

海岸漂着物等の回収については、既に多くの住民等によって主体的に活動が実施されているなど、既存の活動が大きく貢献していることが調査結果からも明らかとなった。一方で、離島地域特有の地理的条件等から海岸漂着物等の回収が困難な海岸があることや処理には島外搬出が必要となり費用がかさむことなど様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、今後の小笠原諸島における海岸漂着物対策は、関係主体の役割分担を明確にした上で、多様な主体の参画・連携を得ながら効率的・効果的に回収・処理を図り、併せて発生抑制のための対策を推進することにより、世界自然遺産登録地である小笠原諸島における豊かで美しい海岸環境の保全を図ることを基本方針としていく。

## 2 目指すべき姿・目標

本計画において海岸漂着物対策を推進するに当たっての目指すべき姿・目標は次のとおりである。

- ・関係する主体が相互に協力しながら、能動的に海岸漂着物対策を実施している。
- ・地元の住民等が主体的かつ継続的に回収・清掃活動を実施している。
- ・海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる。
- ・処理対策及び発生抑制対策により、海岸が美しく保たれていることが実感できる。

## 3 海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方

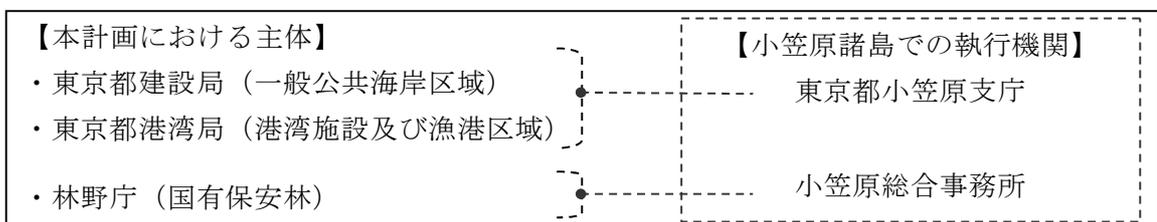
海岸漂着物対策に取り組む上での関係主体の役割分担は、海岸漂着物処理推進法における次の(1)から(6)までの考え方を基本としつつ、小笠原諸島における実情を踏まえ、地域で連携・協力できるよう本計画の中で定めていく。

### (1) 国

- 海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(海岸漂着物処理推進法第9条)
- 海岸漂着物の流出に関し、都道府県間の協力を円滑に行う必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる(同法第19条第2項)。
- 外交上適切な対応をするとともに、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、調査研究等、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める(同法第21条、第22条及び第25条から第28条まで)。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。  
財政措置を講ずるに当たっては、大量の海岸漂着物の在する離島における漂着物の処理経費について、特別の配慮をするものとする(同法第29条第1項及び第2項)。

### (2) 海岸管理者等(海岸漂着物処理推進法第2条第4項に定めるものをいう。以下同じ。)

- その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く)の処理のため必要な措置を講ずる(同法第17条第1項)。



### (3) 占有者等(海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者(占有者がいない場合には管理者))

- その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努める(同法第17条第2項)。
- 当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努める(同法第24

条第2項)。

<b>【本計画における主体】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・林野庁（保安林以外の国有林野）</li><li>・海岸管理者等から海岸の占有許可を得ている者</li></ul>	<b>【小笠原諸島での執行機関】</b> 小笠原総合事務所
--	----------------------------------

#### (4) 地方公共団体（都道府県）

- 海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的助言やその他援助をすることができる（同法第17条第4項）。
- 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかな場合、海岸管理者等の要請に基づき、当該都道府県に処理等の事項に関し協力を求めることができる（同法第19条第1項）。
- 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第24条第1項）。
- 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第22条及び第25条から第27条まで）。

<b>【本計画における主体】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京都環境局</li></ul>
--

#### (5) 地方公共団体（市町村）

- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は占有者等に協力する（同法第17条第3項）。
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）により住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認める場合は、海岸を管理する海岸管理者等に必要な措置を講ずるよう要請することができる。（同法第18条）。
- 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発等の海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第22条及び第25条から第27条まで）。

<b>【本計画における主体】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・小笠原村</li></ul>
--

#### (6) 事業者、国民

- 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第11条第1項）。
- 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地

方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第 11 条第 2 項）。

- 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。（同法第 11 条第 3 項）

**【本計画における主体】**

・住民等（住民、事業者、民間団体及びNPOなど）、観光客等の来島者

#### **4 関係主体間の相互協力**

国、海岸管理者等、占有者等、都、小笠原村、地域住民及び民間団体間等の多様な主体が、適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要であることから、都が中心となって、関係主体間の情報共有や、連携・協力するためのネットワークづくりを目指していく。

##### **（１）行政間の連携**

都は、小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に当たり、国、海岸管理者等、占有者等及び小笠原村などの関係行政機関と情報共有・調整を行う体制を確保し、回収・処理等が円滑に行われるよう支援に努める。

##### **（２）住民等の積極的な参画の推進**

小笠原諸島においては、既に様々な主体によって海岸漂着物等の回収・処理活動が行われているが、今後も住民等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、都及び小笠原村は、国、海岸管理者等及び占有者等の行政機関と協力し、海岸漂着物等に関する知識の普及や情報の提供等を行うなどの支援に努める。

##### **（３）有識者・民間団体（地域外）等との連携**

都及び小笠原村は、海岸漂着物対策の推進に当たり、海岸漂着物対策に知見があり、幅広いネットワーク等を有する民間団体や有識者等との連携を確保し、海岸漂着物対策や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発に活用するように努める。

海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージは下図のとおりである。基本的方向に沿った各対策の具体的な内容については、IV以降で定める。

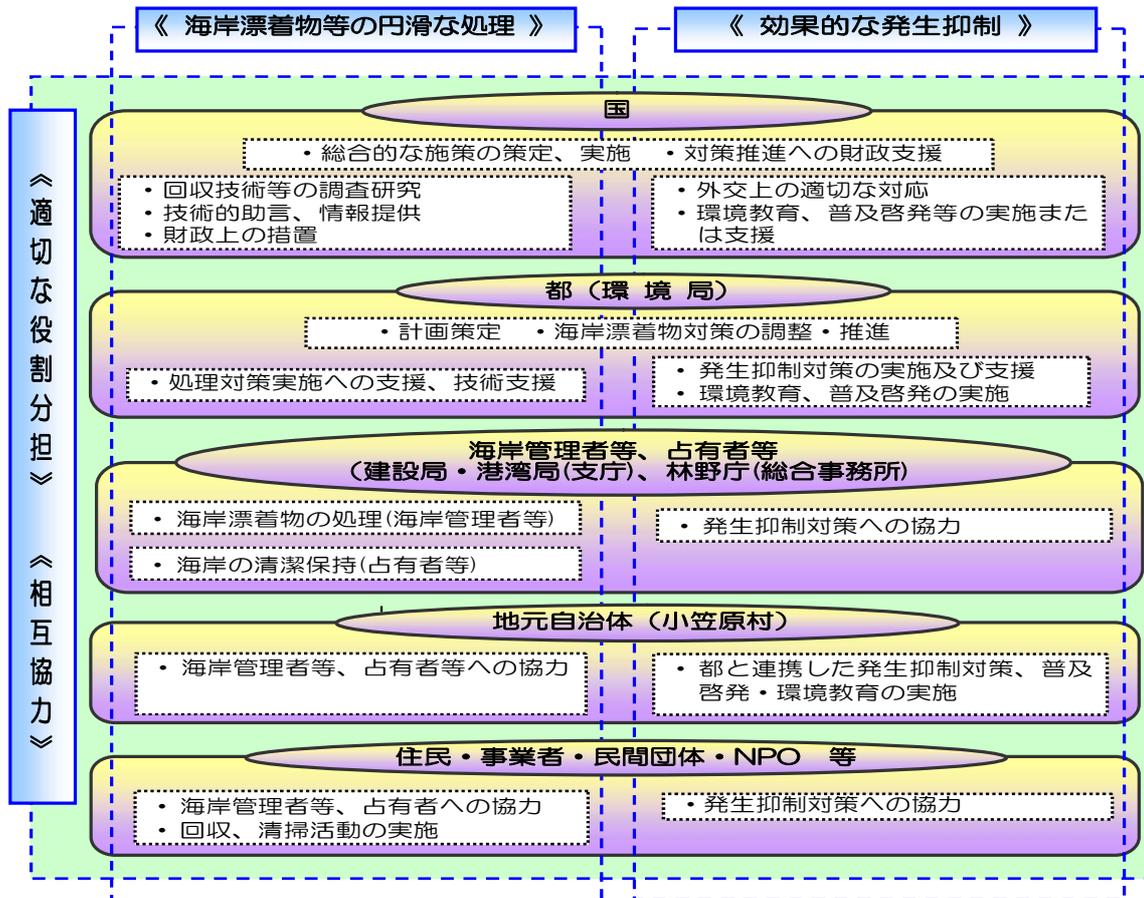


図 海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージ

## IV 海岸漂着物等の円滑な処理対策

### 1 対策方針

小笠原諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の円滑な処理対策は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

- (1) 都は、海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域（重点区域海岸）を設定する。
- (2) 海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理を行う。
- (3) 占有者等は、所管する重点区域海岸において清潔保持に努める。
- (4) 小笠原村は、必要に応じ、海岸管理者等及び占有者等による処理対策に協力する。
- (5) 都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、その活動を尊重しながら、今後も継続実施が図られるよう、小笠原村の協力を得て技術的な支援等を行う。

### 2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定

「重点区域海岸」とは、海岸漂着物処理推進法において、国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を指す。これにより、海岸漂着物等の回収・処理に関する重点的な対策の実施を進める。

#### (1) 設定の方法

重点区域海岸の設定に当たっては、事前調査の結果に基づき、次の設定条件について、まず主要な島ごとに整理を行い、次に、抽出された島の海岸ごとに同様の条件で詳細を整理し、関係行政機関などの意見を聞き、重点区域海岸として40海岸を設定した。

表 重点区域海岸の設定条件

項目	内容
①海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸 (現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断)
②次のいずれかに該当	海岸利用 海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸
	自然環境 ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸
③実施の困難性	海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価 (有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であるかどうかなど)

(2) 設定した重点区域海岸(40海岸)の概要

表 重点区域海岸一覧表

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) <small>注1)</small>	②いずれかに該当		③実施 の困難 性	海岸の所管 <sup>注2)</sup>	
				海岸利用 <small>注1)</small>	自然環境 <small>注1)</small>		海岸管理者等	占有者等
1	父島	宮之浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
2		大村海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
3		製氷海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
4		境浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局 林野庁(保安林)	
5		二業地	III		カメ	陸から		林野庁
6		扇浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁
7		扇浦西-1	II	利用	カメ	陸から		林野庁
8		扇浦西-3	II		カメ	陸から		林野庁
9		松山	I*		カメ	陸から		林野庁
10		野羊山付け根南側	I*		カメ	海から		林野庁
11		焼場海岸	II	利用	カメ	陸から		林野庁
12		コペペビーチ	I*	利用	カメ	陸から		林野庁
13		小港海岸	I*	利用		陸から		林野庁
14		オニ海岸	II		カメ	陸から	林野庁(保安林)	
15		ブタ海岸	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
16		西海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
17		中海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
18		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
19		石浦	III		カメ	陸から		林野庁
20		初寝浦	II	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)	
21		北初寝浦	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
22		釣浜	III	利用		陸から	東京都建設局	
23	弟島	広根崎	II		カメ	海から		林野庁
24		黒浜	II		カメ	海から	東京都建設局	
25		西海岸	II		カメ	海から	東京都建設局	
26		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
27	兄島	ウグイス浜	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局	
28		滝之浦	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局	
29		キャベツビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁
30		タマナビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁
31	万作浜	II	利用	カメ	海から	東京都建設局		
32	母島	脇浜	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
33		前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
34		御幸之浜	II	利用		陸から	林野庁(保安林)	
35		南京浜	III	利用		陸から	林野庁(保安林)	
36		東港	IV	利用**		陸から	東京都港湾局	
37		北港	I*	利用		陸から	東京都港湾局	
38	向島	小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁
39		コペペ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁
40	平島	北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁

注1) ① 海岸漂着物量：海岸漂着物量の評価区分(P4参照)におけるランクII以上を被覆率が多いとして扱った。なお\*は、被覆率がIであったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。

② 海岸利用：利用(海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。)なお\*\*は、意見交換会での意見による。  
自然環境：カメ(カメの産卵が確認されていることを表す。)

注2) 海岸の所管：東京都…海岸管理者は東京都の該当局  
保安林…林野庁が管理する国有保安林  
林野庁…保安林以外の国有林(海岸の土地の占有者)



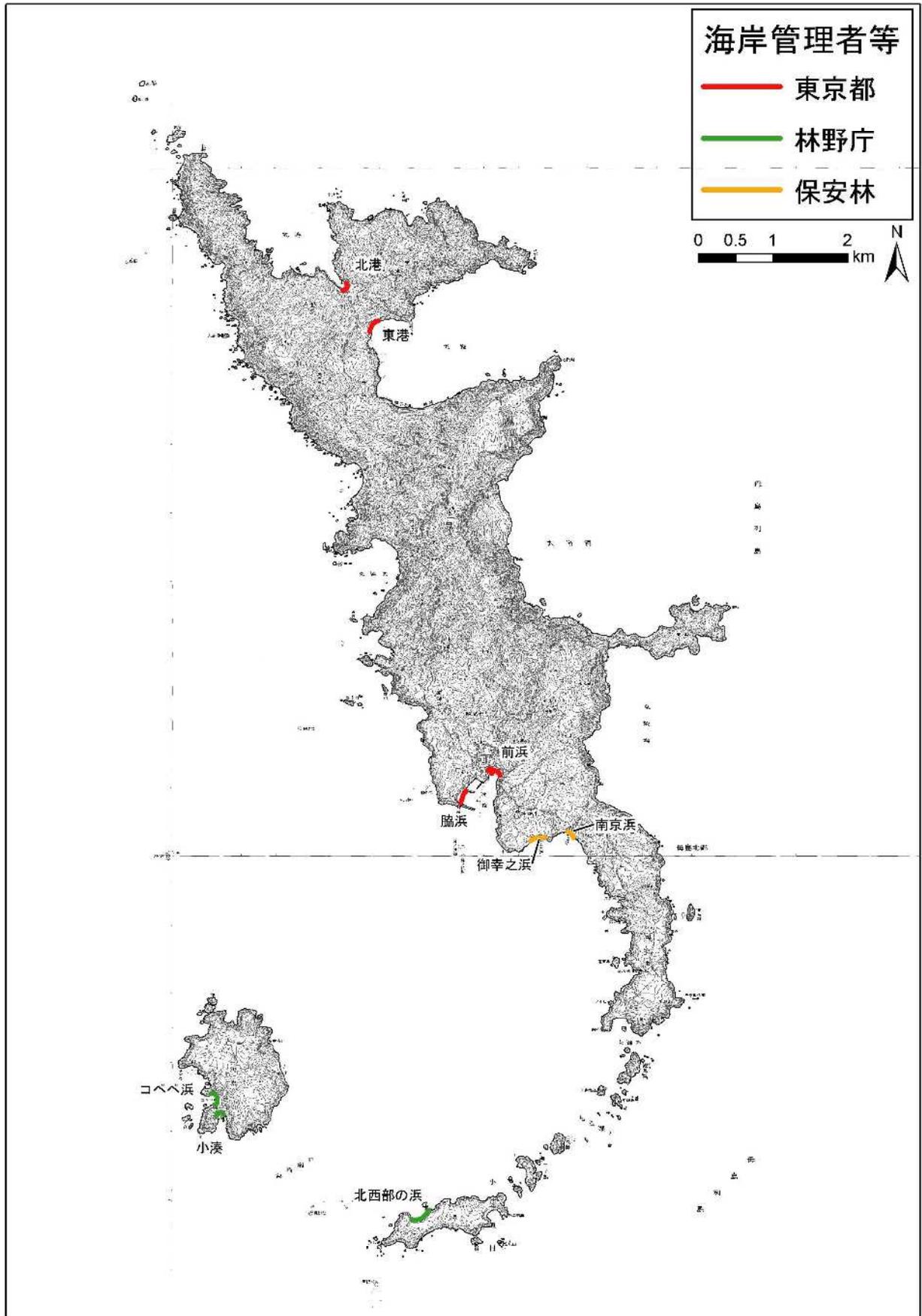


図 重点区域海岸（母島列島）

### 3 対策内容

海岸漂着物対策における具体的な取組内容と役割分担等は、基本的方向及び対策方針に基づき定める。既に行われている地域の取組状況を踏まえ、より効果的・効率的な回収・処理が可能となるよう、各主体による活動の連携や情報共有を図り海岸漂着物対策を進めていくことが重要である。

重点区域海岸の海岸漂着物等の回収から処理までの対策内容は次のとおりとする。

表 回収・処理に関する対策内容

事項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、事前の調整に努める。	都 各実施主体
回収	(日常的な回収活動) ○ 海岸管理者等は、都、小笠原村及び住民等と連携し実施する。 ○ 住民等による回収活動については、自発性・主体性を尊重し、継続して実施するよう努める。 ○ 都は、住民等による継続的な実施が図られるよう、小笠原村と協力し技術的な支援を行う。	海岸管理者等 占有者等 住民等 小笠原村 都
	(海岸管理者等による大型ごみ等の回収) ○ 大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する。 ○ 必要に応じて小笠原村などと連携して実施する。	
処理 収集運搬 島内中間処理 島外搬出・処分	○ 海岸管理者等が、廃棄物処理のノウハウを有する小笠原村と連携し実施する。 ○ 実施に当たっては、海岸管理者等は、小笠原村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。 ○ 海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。	海岸管理者等 占有者等 小笠原村
	○ 都は、運搬ルートや処理の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す。	都
住民等との窓口	○ 小笠原村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	小笠原村
特記事項	○ 事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。 ○ 占有者等は、その管理する海岸について、海岸管理者等と同様の役割を担うことを期待されることから、海岸管理者等の役割に準じ、清潔の保持に努めるものとする。	

## 4 緊急時等の対応

### (1) 台風等による災害時の対応

小笠原諸島では、特に台風により大量海岸漂着物等が海岸に漂着する被害が多発し、その円滑な処理対策を講じることは海岸漂着物対策の重要な課題である。

海岸管理者等は、速やかに被害の情報収集に努め、小笠原支庁や小笠原村などの関係機関と連携し処理する。

占有者等は、海岸管理者等に準じた取組に努める。

### (2) 災害時以外の対応

災害などに起因せず大量又は大型の海岸漂着物が漂着した場合は、海岸管理者等は、速やかに情報収集に努め、小笠原村などの関係機関と連携し処理する。

占有者等は、海岸管理者等に準じた取組に努める。

例えば、小笠原では、周辺海域に鯨類やアオウミガメが生息しており、これらがストランディング（座礁・漂着）した場合には、鯨類座礁対処マニュアル（水産庁、令和4年6月17日（令和5年6月一部修正））に準じ、海岸管理者等、占有者等、小笠原村、民間団体、小笠原支庁（水産部署）等が連携して対応することとする。

### (3) 船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応

船舶等から流出した油や有害液体物質等については、海洋汚染防止法等に基づき防除措置等を適切に実施する。

### (4) 海岸漂着危険物の対応

海岸管理者等及び占有者等は、海岸漂着危険物がある場合、「海岸漂着危険物ガイドライン（平成21年6月 農林水産省、国土交通省）」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月 環境省）」を遵守して適切に処理を行うとともに、安全対策に努める。その際、必要に応じ国、都、その他関係機関との協議や技術的支援を求めることができる。

また、都は、海岸管理者等、占有者等及び小笠原村の協力を得て、住民等が実施する海岸漂着物等の回収に際し、海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、上記ガイドライン等必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及・助言等を行い、回収における安全性の確保に努める。

### (5) 漂流ごみ等への対応

小笠原諸島の周辺海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となることから、回収処理を講ずる際には、関係機関の連携による漂流ごみ等の処理体制の整備に向けた基本的な考え方を踏まえ、国、都、村、漁業関係者等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるように努める。

## V 効果的な発生抑制対策

### 1 対策方針

小笠原諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の発生抑制対策及び発生抑制のための普及啓発等は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

- (1) 対策の対象地域は小笠原諸島全域とし、対策の対象者には住民等を始め観光客等の来島者も含む。
- (2) 実施主体は、原則として都及び小笠原村とするが、海岸管理者等及び占有者等の関係主体もそれに協力する。
- (3) 発生抑制対策は短期的な取組では効果が得られないことから継続的な実施を行う。
- (4) 都及び小笠原村で行う廃棄物の適正処理や減量化施策等と連携した対策を実施する。

### 2 対策内容

表 発生抑制・普及啓発に関する対策内容

事 項		具体的な取組	関係主体
発生抑制	廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止	○ 都及び小笠原村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、廃棄物処理計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を目指す。	都 小笠原村
		○ 住民や観光客等の来島者、事業者等に対し、「ごみ持ち帰り運動」によって、ごみの水域等への流出又は飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。	小笠原村等
普及啓発・環境教育	普及啓発の推進	○ 都や小笠原村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。 ○ こうした取組は、観光協会等と連携することにより、地域住民だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。 ○ 海岸管理者等及び占有者等も必要に応じて協力する。	都 小笠原村
	環境教育の推進	○ 学校教育の一環として既に実施されている内容（総合学習、野外活動など）を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	都 小笠原村
特記事項		処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	

## VI 配慮事項

### 1 他の関係法令に基づく各種の計画等との整合

小笠原諸島では、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島振興開発計画（東京都）をはじめ、様々な計画が定められている。本計画においてはこうした計画等との整合を図るものとする。関係する主な計画を次に示す。

- 小笠原諸島振興開発計画（令和元年11月、東京都）
- 伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（平成29年4月、東京都）
- 小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画（令和2年1月、関東森林管理局）
- 第4次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画（後期5ヶ年）（令和6年3月、小笠原村）
- 小笠原国立公園 公園計画（平成21年11月、環境省）
- 世界自然遺産小笠原諸島管理計画（平成30年3月 環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）

### 2 海岸漂着物対策を実施する上での環境等への配慮

#### （1）動植物

小笠原諸島は希少な動植物の宝庫であるため、海岸漂着物等の回収作業を行う場合には、希少動植物の生態系保護に配慮を行うものとする。

例えば、海岸漂着物等の回収作業においてはアオウミガメの産卵場所を踏み貫く可能性があるため、アオウミガメの産卵・ふ化期（5月中旬～9月中旬）に産卵地とされている海岸で作業を行う場合には、NPO 法人エバーラスティングネイチャー小笠原海洋センター等と調整の上、実施時期や実施箇所を検討し、産卵場所や足跡等を踏まないようにするなどのウミガメへの配慮を行うものとする。

#### （2）属島への外来種の侵入防止

小笠原諸島は希少な動植物の宝庫であるため、外来種の侵入を防ぐ必要がある。島毎に人為的かく乱の程度や外来種の侵入状況が異なる小笠原諸島では、父島や母島などに侵入している外来種を周辺の属島へ拡散させないようにする必要がある。

属島において海岸漂着物等の回収を行う場合には、生物を意図的に持ち込むことを禁止し、また非意図的に持ち込むことがないよう、持ち込む資材等を最小限とした上で、靴・衣服・資材・機材等について、泥や植物の種子等が付着していないか確認し、付着していた場合は属島への上陸前に落とすなどの配慮をすることとする。



リュックに入った種子



靴裏に付着した泥と種子



靴裏の泥落とし

**【参考】小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針（東京都 平成 16 年度）**

- (目的) 小笠原諸島における公共事業の実施に際して配慮する事項を定め、自然環境や景観等への影響の低減を目指す。
- (主な内容) 環境調査の実施、環境配慮講習の実施、審査機関による検証
- (特徴) 属島への外来種侵入防止を図るため、衣類や装備、調査機器類の事前・事後の付着物の確認、資機材の点検などを徹底して行っている。

### (3) その他

小笠原諸島には遺跡、古跡、旧跡等が存在するため、海岸漂着物等の回収作業を行う場合は、遺跡等を移動させない、壊さないなどの配慮を行うものとする。

## Ⅶ その他

### 1 モニタリングの実施

都は、海岸管理者等、占有者等、小笠原村及び住民等の協力を得て、海岸漂着物の漂着状況や海岸漂着物等の回収・処理の実績に関する情報の収集・分析を行い、回収の効率化や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発等の施策に活用するものとする。

### 2 地域計画の変更等

都は、海岸利用状況、海岸漂着物対策の進展、海岸漂着物処理推進法や同法に基づく国の基本方針の改定や新たな施策の実施など今後の社会環境の変化に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。